

平成18年11月21日  
於：経済産業省第1特別会議室

資料3

## 環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する 検討会（第5回）

### 議 事 録

経 済 産 業 省  
環 境 省

## 目 次

1 . 開会 .....	1
2 . 議事	
検討骨子案について（地方自治体の取組について） .....	1
検討骨子案について（全体） .....	9
3 . 自由討議 .....	15
4 . 事務連絡 .....	22
5 . 閉会 .....	22

## 1. 開 会

岩松環境指導室課長補佐 本日は、御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会（第5回）を開催させていただきます。

それでは、これより先、議事の進行を石谷座長にお願いいたします。

石谷座長 おはようございます。

それでは、まず事務局から委員の出席並びに配付資料の確認をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 本日、10名の方が出席されています。

また、岩淵委員の代理として愛知県環境管理部環境政策課主幹、伊藤様が御出席です。

篠原委員の代理として社団法人日本化学工業会常務理事、豊田様が御出席です。

引き続きまして配付資料の確認をお願いいたします。

資料1が議事次第です。

資料2が公害防止に関する環境管理の在り方検討会、検討骨子案です。

資料3が前回の議事録です。

参考資料としまして、公害防止に関する環境管理の先行事例でございます。

不足等ございましたら、事務局まで御連絡ください。

石谷座長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## 2. 議 事

### 検討骨子案について（地方自治体の取組について）

石谷座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事につきましては、まず検討骨子案第5章、地方自治体の取組について意見交換を行い、引き続き検討骨子案全体について意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず検討骨子案第5章、地方自治体の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

松田課長補佐 それでは、検討骨子案の第5章、地方自治体の取組について御説明をします。資料2の25ページをお開きください。

これまでの検討会におきまして、民間事業者の取組についてガイドラインとして精力的に御検討いただきましたが、前回の会議において提出した論点整理ペーパーの中で、利害関係者とのコミュニケーションの在り方において、行政とのコミュニケーションの中で、行政においては日ごろの企業の公害防止、環境管理部署とのコミュニケーションを通じて企業における公害防止組織体制の状況の把握、公害防止組織整備法の趣旨に沿った公害防止業務の履行状況の確認、適切な指導等に努めると示されたところであります。

このようなことから、これまで民間事業者の取組を中心に資料を提示し、議論をいただいておりますが、今般、地方自治体の取組ということで、これまでの民間事業者のガイドライン案に関する議論を踏まえ作成しましたので、御議論いただければと思います。

それでは、資料について説明をします。

まず一番最初の基本的方向性についてです。

事業者が、工場において公害防止体制を構築し、その体制に基づいて公害防止活動を実施するにあたって、平常時や異常発生時における地方自治体との円滑なコミュニケーション、この部分につきましては、事業者が公害防止体制を有効に機能させ、公害防止活動を円滑に実施する上で非常に重要な役割を果たすと考えております。

このため、地方自治体においては、工場において公害防止管理者等が果たすべき役割を再確認し、また、公害防止組織整備法に規定されている地方自治体の役割を再確認して、工場の公害防止業務の履行状況等を適切に把握し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、その他の公害防止に関連する法令と相まって、工場に対して適時適切な公害防止の取組を促すことが期待されるというふうに示しております。

その取組については、平常時と異常発生時の取組があるだろうということで、平常時については、事業者との公害防止体制の取組に関する日ごろからの情報、意見交換等を通じた事業者との信頼関係の構築、また、異常発生に備えた危機管理対応体制の明文化、相互の確認、周知徹底などが平常時の取組としてあります。

また、異常が実際に発生したような場合には事業者からの迅速な報告、連絡、適切な応急対策、恒久対策の実施に関する確認・指導、このようなものがあるだろうと考えております。

ここで、途中のところでおふれしました公害防止統括者等が果たすべき役割、これにつきましては28ページから4ページかけて示しております。

別添資料において、主に法令、公害防止組織整備法で示されている事項を28ページ、29ページに示しております。

公害防止組織整備法第9条に基づいて、公害防止統括者等は、その職務を誠実に行うべきとされているところですが、その職務の内容につきましては、今般、民間事業者のガイドラインとして整理される事項が対応するのだろうと考えております。

公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者、それぞれの職務について、これまでの議論を踏まえまして、PDCAサイクルの段階別に整理したものを30ページから31ページにかけて示しております。

これで計画、実行、点検、改善、この段階ごとに公害防止統括者、主任管理者、管理者が行うべき事項と役割というものがこの中に整理されているのだろうという前提です。

次に本文25ページに戻っていただければと思います。公害防止組織整備法に規定される地方自治体の事務について25ページの参考に示しております。主に4つの事務があると考えております。

まず公害防止統括者等の選任等に係る届出受理の事務、これは特定事業者の方が公害防止統括者などを選任するときに、実際にその届出の受理を行うという業務です。

2つ目に公害防止統括者等に係る報告徴収及び立入検査の事務、これは都道府県が法律の施行に必要な限度において特定事業者、特定事業所に対して公害防止統括者などの職務の実施状況の報告聴取や立入検査を実施することができるという規定です。

3つ目の事務としては、公害防止統括者等の解任命令の事務。これは都道府県知事が実際に公害防止統括者等が公害防止組織整備法や公害関連法令、水質汚濁防止法や大気汚染

防止法などの法令の規定に違反したときは解任を命ずることができるとする規定です。

実際に組織整備法においては、公害防止統括者等がその職務を誠実にを行うべきとする第9条の規定に違反したときには、この規定が発動できるということになっていると考えております。

4つ目に地方自治体の指導等と書いてありますが、これは公害防止管理者等への必要な知識及び技能習得に関する指導というものが含まれているということです。

その次の26ページ、地方自治体が公害防止組織整備法に規定される公害防止対策の把握、公害防止業務の履行状況、確認・指導等を行うにあたっての留意すべき事項等を2から4に掲げてここに示しております。

まず2番目、公害防止管理者等の選任等の届出時の対応についてです。

事業者から実際に地方自治体に対して公害防止管理者等の選任に関する届出、公害関係法令に関する届出、こういったものを地方自治体が受けるときに、実際にそこが地方自治体と事業者とのコミュニケーションになる非常に貴重な機会ととらえて、適宜情報等の提供を行って、周知啓発を図るといったことが望ましいということを示しております。

1つ目としては、公害防止組織整備法や公害関連法令の改正などが行われたときに、その改正内容や届出時の留意事項等について周知を図っていく。

2つ目に、事業者向けのガイドラインを配布していくことによって公害防止管理者等への事業者向けのガイドラインについて啓発を図っていく。特に選任という一番最初のスタートラインということですので、非常に効果的なのではないかと考えております。

次に3番目ということで、報告徴収及び立入検査時の対応です。

この報告徴収と立入検査は、公害防止組織整備法の施行に必要な限度において統括者等の職務の実施状況等について行うということとされています。これらの報告徴収や立入検査、大防法、水濁法、その他の公害関係法令に関する報告徴収や立入検査の実施に合わせて行うのが有効かつ効果的だと考えております。具体的には、この会議でまとめられる事業者向けガイドラインの内容を踏まえつつ、個々の工場の状況に応じて、徴収・検査すべき項目を重点化・特定化した上で公害防止業務の履行状況の確認、指導などを適切に行うということが望ましいということを示しております。

その次4番目の事業者とのコミュニケーションの実施及び啓発活動についてです。

まず最初に1つ目の事業者とのコミュニケーションの実施というところですが、これまで説明をしてきた公害防止組織整備法の趣旨に沿った事業者の公害防止体制、公害防止業務の履行状況の把握、事業者への適切な指導などを行うことに加えまして、事業者との日ごろからの情報、意見交換等のコミュニケーションを通じて、工場における公害防止に関する環境管理の実態、課題等について認識の共有化を図っていく。それぞれの事業所に応じてさまざまな実態、さまざまな課題があると思いますが、こういったコミュニケーションを通じることで、その点を自治体も共有化をしていくということは重要だと考えております。

2つ目に普及啓発活動ということで、パンフレットやホームページなどによって、この公害防止管理者制度、これはもちろん資格が必要だという部分もございまして、そもそもこの制度の趣旨がどのようなものか、こういう普及啓発が非常に重要だろうと考えております。また公害関連法令の改正、公害防止技術に関する普及啓発、こういったものも必要

だと考えております。

次の27ページにいきまして、教育・研修の実施についてです。

まず最初に、公害防止管理者等を対象とした教育・研修の実施ということで、公害防止統括者、公害防止管理者など有資格者を対象とした講習会を開催して、このような公害防止組織整備法や水質汚濁防止法などの公害関係法令の改正等の最新動向等について、知識の普及を図っていくということが必要と考えております。

なお、自治体みずからが実施する場合のほか、外部機関への委託や、公害防止管理者の自主的連絡組織、業界団体などの実施も考えられます。また当然のことながら自治体職員を対象とした教育・研修の実施もあるだろうと考えております。

4番目にその他ということで、1つ目に関係行政機関との連携。

この公害防止対策というのは、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法等の保安規定とも関連をしており、こういう意味で、関係行政機関 - これは地方経産局を想定しておりますけれども - と連携を図って、公害防止対策を講じていくことが大事だということをここで示しております。

2つ目に地域社会におけるコミュニケーションの促進。

前回、志々目委員の方からも、この件に関して意見が提出されたところですが、工場と地域住民、地域団体との円滑なコミュニケーションで両者の信頼関係が醸成されるよう、工場に対して、平常時、異常時、地域住民等への適時適切な情報公開・説明会の開催を促す。このような取組が重要だと考えております。以上です。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

岩淵委員代理（伊藤） 愛知県環境部の伊藤でございます。本日は岩淵の代理で来ております。よろしくお願い申し上げます。

愛知県の環境部として自治体の日常の取組から、今の骨子につきまして若干の御意見を申し上げたいと存じます。

まず25ページから順にお話し申し上げたいと存じますが、基本的な方向につきましては私ども日常的に取り組んでおります業務、私ども愛知県ですと県下に7事務所を配置いたしまして、日常的に工場の監視、指導に出向いております。さらに私ども行政からのばい煙測定、水質のチェックなどもやっておりますでございます。

今般、この検討会の発端になりました事件も、私どもそれなりの体制をとっておるにもかかわらず、こういった信頼を裏切られたことは、私どものやり方も反省すべき点があったかと思えます。

大きな原因は、やはり議論になっておりますとおり、公害防止に関する体制が、法的に整備されているのは非常に有効だと思うのですが、ややもすると昨今の状況の変化におきまして、公害防止の取組がベースライン化していると申しますか、基盤化していると申しますか、日常的な業務に内在化されてしまってきている。その業務の中で工場も取り組んでいただいています。一方、私どもも同様な傾向がございます、やはりさまざまな環境に関する法令等の改正、それから、環境問題の広がりの中で、これまでの信頼関係のもとに立入検査等を行ってございましたけれども、そのチェックが若干ゆるんだという反省点も

我々は考えております。

基本的な方向につきましては、私どもといたしましても本日の検討会を踏まえまして、県庁の中でも、こういった取組について検討を始めておるところでございます、今度策定されますガイドラインに沿って、一層の立入検査の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

それで若干の意見でございますけれども、26ページを拝見いたしますと、私どもとしても今回の検討会、今回のいろんな事件等を踏まえながら、基本に立ち返りまして、この精神に則ってさまざまな取組を進めていきたいと考えている中でございますけれども、現実的には、御案内かもしれませんが、各種の環境法令の改正等のときには、県独自でさまざまな講習会、それから立入検査の折りのコミュニケーションを今もやっておるところでございます、さらなる充実を図っていきたいと考えておりますし、それからいろいろな媒体を通じても考えております。

ただ、そこで問題になりますのが先ほど申し上げました前提の中でありましたように、県の行政が立入検査する場合でも、どうしても直接的な担当の方と御連絡することが多うございます。その方が公害防止管理者もしくは統括者、主任管理者とは問わずにコミュニケーションを進めておりますものですから、そのところを、やはりこの制度に則って、一定の有資格者の方々、管理のそうした方々とこれからコミュニケーションを図るべく進めていきたいと考えております。

その中で26ページの一番下にあります普及啓発活動になお一層取り組んでみたいと思えますが、27ページに移りまして教育・研修の関係でございますが、これにつきましても、私ども冒頭に御紹介がありました25ページの一番下にあります地方自治体の指導等というところで、視野には置いておるのですけれども、なかなか今、言った現実的な問題からいって、管理者の方々に直接対応する場面がこれまで少なかったというのが現実的にございます。それを私どもこれから取り組んでいくわけでございますけれども、自治体の責務という形で、公害防止管理者の教育・研修というものをなかなか自治体のみでは難しいのではなからうか。

と申しますのは、その下にあります環境行政機関との連携とも絡むのですけれども、大防法、水防法以外にも、列記していただいておりますように、電気事業法、ガス事業法等とほかの法律の関係もでございます。現実的に電気事業法等が一番多いわけですけれども、それらの届出につきましては、地方ではと申しますか、この仕組上は通産局さんの方から県の方に通知がまいります。通知がまいりましたものを、私どもは受理されたものを御連絡いただく、それを一応チェックさせていただいて、県の規制基準を適用する場合もでございますものですから、そのチェックを行っておりますけれども、やはりそういった自治体のみならず、電事法、ガス事業法等の受付窓口も別の所管で、国の機関でございますけれどもございます。そちらの機関からもやはり教育・研修につきましてもお力添えをいただきたい。

なおかつ現実の問題といたしまして、公害防止管理者の資格認定がどうしても通産局さんを中心に自治体では回っていることもございますものですから、私どもといたしましては、そういったところにもこういった今回の検討会、いわんやこれからおとりまとめいただきますガイドラインの趣旨の徹底をお願いしたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

現場の状況をよく御説明いただいたと思いますので、今後、議論の参考にさせていただきたいと思っております。

志々目委員 大変コンパクトにまとめていただいておりますが、基本的な方向性については異論はないところでございますが、今、愛知県の方からもお話がありましたように、2点だけ、教育・研修の点と情報公開の点について若干付言をさせていただきたいと思っております。

教育・研修の件ですが、法律的な事項と、技術的な事項、また、この中でも書いていただいておりますような平常時に対する異常時の対応、こういったいくつかの側面があるのではないかと考えております。こういった中で、法律等につきましては、法律が改正されたタイミングで自治体の方からある程度説明をするということはこれまでもやってきております。これは実施可能だとは思いますが、残りの2点の技術的な事項と、緊急時の対応のような異常時の対応については、実はこれは工場・事業所ごとにある程度独自の取組をつくっていかねばいけないという実態がございます。こういう点については、自治体からいろいろ指導する際には、研修内容やそのスケジュール、実施状況を確認するというような、外形的なものではございますが、そういう点のある程度確認する切り口でチェックしていくとかなり効果があがるのではないかと考えております。

また、教育についても、この議論の範囲内ではございませんが、やはり選任されたときだけということではいろいろ世の中の変化が非常に激しくなっておりますので、定期的にある程度ブラッシュアップするような、そういう再講習みたいなものを何らかの形で位置づけていくことが今後の課題ではないかと思っております。そういうことも合わせて御検討いただくと大変ありがたいと思っております。

あと2点目ですが、情報公開の関係です。

これについては、事業者の方の責務として、また、自治体が事業者に「情報公開、説明会の開催等を促す」ということでお書きいただいておりますが、ガイドラインのレベルではこういう形で十分なのではないかなと感じております。しかし、今後の方向性といたしまして、情報公開については、訓示規定でもいいと思いますが、法律の中に、こういう規定が一文でも入っておりますと、自治体としては、これに基づいて情報公開を働きかけしやすくなります。情報公開の形態はいろいろあるかとは思いますが、例えばこれは御参考まででございますが、ほかの法律では、例えば水道法では、水道の利用者に対して、水道の水質の検査計画、その結果、あるいは事故時の対応、こういったものを情報公開することが事業者には義務付けられております。こういう訓示的なものでもかなり実態面としては機能するところがあるかと思っております。

実際、詳細な内容は公開することがいろいろ問題であれば、その概要を公開するようにし、それに対して自治体が元となる情報をしっかりと報告等で確認しておくということも可能かと思っておりますので、そういった機能的な情報公開に向けた御検討も今後お願いできれば大変ありがたいと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ありましたら先に伺って、対応できるところは事務局から対応していただ

きますが、いかがでしょうか。

私の方から伺いたいのですが、今、志々目委員のおっしゃった教育・研修のところ、公害防止管理者の情報のアップデートといいますが、これは制度上、管理者の研修とかそういうものは当然あると思うのですけれども、その周期といいますが、それはどういうことになっているか御説明いただけますか。

山本環境指導課長 今、御指摘がありました公害防止管理者の再講習の問題ですが、これは特に法令上、再講習が義務づけられているわけではございません。これまで産業環境管理協会、こちらが国家試験を実施している団体として認定講習や国家試験を実施しておりますが、かつては再講習というものは、先ほどの産業環境管理協会の方で実施をしていたという経緯がございましたが、どうもこの再講習がちょっと最近では実施をされていないというような状況でございます。

私どもとしましては、やはりいろいろな産業界に伺いますと、公害防止管理者の資格を取った後、やはりそのアップデートを、最新の知識の普及が必要であるといろいろなお声をたくさん聞いているところでございます。

したがって、この報告書の中でも、こういう再講習のあり方、直ちにどういう形でやるかというのはこれからの検討課題でございますが、そういう各業界からのいろいろな御要望を踏まえながら、この公害防止管理者の技能アップ、知識の向上のための再講習のあり方について具体的な方向性を探るべく検討を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、いくつか御指摘をいただいた点でございますが、電気事業法の関係、特に発電所関係につきましては、届出事務などは都道府県知事ではございませんで、それぞれの地方の経産局の方に届出がなされるというような点がございます。その関係で、この文章の中にも書きましたような関係機関との連携というのは大変重要な点でございます。

先ほど御指摘がありましたような教育・研修というのは、いろんなさまざまな機会をとらえて実施をしていくということが大変重要であろうかと思っております。

したがって、県で行われる研修、あるいは地方経産局の方もさまざまな形でいろんな各種の団体を通じまして研修会なども実施しているところでございますので、そういったところでの相互の連携、例えば講師として相互に派遣をするといったようないろいろなやり方もあるかと思いますが、そういった形での研修の実効性をあげていくことが大変重要であろうと考えております。

それから、情報公開の件でございますが、確かに法律上はこの規定は特にないわけでございますけれども、今回の報告書の中で、また、後ほどでも申しますが、利害関係者とのコミュニケーション、地方自治体とか地域住民とのコミュニケーションを図っていくことが大変重要であろうと考えておまして、そのための取組をこの事業者向けのガイドラインでも位置づけて、事業者の自主的な取組を促すといった形で進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

井口委員 継続的に知識をアップデートするということで、御参考までですが、私どもの活動しています適合性認定制度の中では、クォリフィケーション、資格ということと、サーティフィケーション、認証という言葉を使い分けております。大学を出たとか、一度

資格を取った、ある要件を満たした、でそのあとは特にフォローアップがないというのをクオリフィケーション、資格という言い方をしています。要員の認証という形で私どもがやっているところでは、定期的に大体は1年間にどういう能力を、今まで何時間勉強したのですかという報告を受けるとか、あるいは3年に一度、もう一度評価をし直すとかいうふうな制度になっております。要因の認証という観点から、公害防止管理者のあり方というのにも検討されるなり、見直されるということも、またいいことではないかなと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

兵頭委員 27ページのその他の中で、地域社会におけるコミュニケーションの促進ということがあり、大変ありがたく思います。ただ、適時適切に情報公開をするとなっており、言葉としてはよく理解できるのですが、できたら計画の中に入れていただいて、1年に1回とか、適時適切は事情があったときにはそういうようなことをしていただきたいと思っております。日常的に1年に1回はお互いにコミュニケーションの場を持つとか、それから、そういうことを1回きりでなくて、継続して毎年行っていただきたい。そういうことによって、この中にある信頼関係がより深くなるのではないかと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。今の件についてはいかがでしょうか。

山本環境指導室長 おっしゃるように、地域社会と工場・事業所との関わり合い、特に円滑なコミュニケーションを実施していく上での1つのやり方として、そういう定期的な説明会、あるいは定期的な工場見学会、それはさまざまなレベルで実施をしていくということは大変重要であろうと思っております。

そういう関係では、また後ほど説明いたします事業者向けガイドラインの部分の中で、地域とのコミュニケーションの中で、例えば工場モニター会を定期的開催するといった、幾つかの先行的な事例が各企業では取り組まれている事例もございますので、そういった事例を紹介しながら、各企業におかれましても、こういう継続的な地域社会とのコミュニケーションを図っていただく。そういった方向性をこのガイドラインでお示しすることによって、その取り組みを促していきたいと思っております。

石谷座長 よろしいでしょうか。

先へ進ませていただきたいと思いますが、志々目委員に一点伺いたいのですが、ここに書いてあるようなことは、いちいちもつともで、それが円滑にいくことが望ましいと思うのですが、自治体にもいくつかレベルがあって、県からはじまり市でしょうか、その辺との整合ですとか、あるいは市でも千葉市みたいに大きいところは問題ないかもしれないのですけれども、地方の小さい市などになりますと、負担が非常に大きくなるのかなという感じをちょっと持ったのですが、その点については、県との整合ですとか、その辺はいかがでございましょうか。

志々目委員 今、御指摘の自治体によってこういう対応が可能かどうかということと、県との関係ということですが、特にこういう包括的な研修を小さな自治体が独自で実施するということは実態として難しい面があるかなと思います。私どもも法律が改正されたときは、そこにピンポイントをあてて説明するというようなことはやってはおりますが、包括的にすべての事業者に対して、全般的な研修をするというのは、なかなか負担が大きいという現実問題があります。県ないしは事業者の団体でもこのような研修を設けられてい

るところがありますので、そういうところとうまく連携し、そのプログラムの中うまく管下の事業者の方にも参加していただき、そういうところを確認しながら実施せざるを得ない面があるのではないかと考えております。

石谷座長 そうすると、このその他の中に書いてある関係行政機関と連携といったようなところで大体カバーされているということによろしいですね。

志々目委員 この関係行政機関との連携のところの説明は、何かいろいろ起こったときのことを多分想定されているのではないかとと思うのですが、全般的に他の機関と連携を図りながら、教育も含めてやっていくということによろしいのではないかと思います。

石谷座長 どうもありがとうございます。

神谷委員 中小企業のことですが、普及啓発活動という項目がありますが、このところで中小企業の場合、割と機能別な業界団体というのがいろいろあるわけです。特に私どもはメッキ組合というのがあるのですけれども、そこ自治体、あるいは公設・市が組んで普及啓発するということが非常に効果があるわけです。その辺をガイドラインの中へ入れるかどうかは別にして、今、特に自治体の合併が非常に進んでいまして、例えば私どもの浜松市も区役所が7つできたわけです。今まで環境部がすべて浜松市の公害関係の管理をしていたわけですが今度は区役所になるわけです。専門家の数が非常に足りなくなる。例えば県から来ていただくといっても、県も手薄というのですか、そういう意味で実際に環境行政に携わる技術者の人数というのも、実際に合併した場合に、減る部分と、この辺になると区役所なんか増えるとかえって増やしていく必要がありますね。その辺はガイドラインとちょっと関係ないのですが、そういうことが現実的に起こっていますね。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかによろしいでしょうか。次に議事に移らせていただきます。

### 検討骨子案について（全体）

石谷座長 検討骨子案全体について、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

山本環境指導室長 それでは、お手元の資料2をごらんください。

まず1ページ目、一番最初の表紙のところでございます。

公害防止に関する環境管理の在り方検討骨子案ということで、全体構成をまず示してございます。全体は、全部で5章構成になってございます。

第5章は、先ほど説明がありました地方自治体の取組ということでございますが、第1の検討の背景・目的、そして第2章が問題の所在、第3章が公害防止に関する環境管理の基本的方向性、そして第4章が具体的な方策、こういう構成になっているところでございます。基本的に、事業者向けガイドラインというのは第1章から第4章を想定して構成している、こういうものでございます。

2ページ目以降が本文になっていますが、この内容につきましては、前回までの検討会では、資料の形がパワーポイントでございましたが、それを報告書の形に再整理をしたものでございます。

内容的には前回までの議論と基本的には同じでございます。若干の各委員の御意見を踏まえまして文言の修正などを行っているという状況でございます。

かいつまんで申し上げますと、まず第1章の検討の背景・目的といったところでございますが、ここに書いています点は、公害防止関連業務の重要性に対しまして、最近の環境のさまざまな課題が多様化しているという中で、その認識が相対的に低下しているのではないかと。そういう中で不適正事案が発生してきているという、こういう現状認識でございます。

一方、事業者に対する社会的責任の高まりということで、昨今、CSRというような観点から、環境問題としての取組を求められているところでございます。

3ページ目は、公害防止に関する環境管理の在り方の再点検ということで、今回の不適正な事案を踏まえまして、本来、昭和46年に制定されました公害防止管理者制度の基本的な考え方、すなわち事業者の内部からの自発的な意思に基づいて環境管理体制をきちんとつくっていくようなこと、あるいは経営理念に立脚した対応をしていく。こういったことの再確認をした上で、今日あるべき環境管理、公害防止に関する環境管理の在り方について検討するというものでございます。

2.の本検討の目的及び留意点というところで書いてございますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、本章の第1章から第4章が事業者向けのガイドラインということで示すというのが目的になっているところでございます。

次の4ページ、5ページ目は、今回の検討の発端、契機となりました6つの不適正な事案の概要でございます。会社名は伏せてございますが、この内容につきましては、それぞれ各社が公表しております再発防止対策のための報告書から抜粋、要約したものでございます。

それで次の6ページ目以降でございますが、今回、この6事案を1つの契機といたしまして、今日的な観点から、環境管理体制の在り方について検討を行っていくというところでございますが、最初に書いてございますところは、環境問題の多様化、問題のさまざまな広がりということでございます。かつての産業公害から都市型公害に変遷し、最近では地球環境問題というふうに環境問題が非常に多様化しているという中で、企業の対応を求められているという状況でございます。

7ページに入りますが、今回の不適正事案をいろいろ分析し、また、その背景となるものが何だったのであるかといったことを整理したものでございます。1つが、上にありますように背景・動機の面と、それから、体制・仕組み上の問題という観点から再整理をしているところでございます。背景・動機に関しましては、経営層から工場・現場に至る公害防止関連業務に対する重要性が相対的に認識が低下してきたのではないかとという問題。

それから、特に工場・現場などにおきましては、環境法令、公害防止に対する重要性の認識が低下してきているのではないかとという問題意識でございます。

次の8ページでございますが、地方自治体、地域住民とのコミュニケーションが不足をしているのではないかとという問題点。

次に体制・仕組み上の問題としましては、組織の問題について、公害防止管理者などの体制が必ずしも十分ではなかったのではないかとということ。

それから、9ページ目でございますが、公害防止に関する環境管理体制として、特に予防的対応、事前のいろんな設備の不具合、あるいは異常時の事前の対応というのが必ずしも十分ではなかったのではないかと。

あるいは万が一、異常事態が発生した場合の危機管理の対応の問題。

そして人材の問題、公害防止管理者をはじめとした人材が不足しているのではないかと  
いう問題でございます。

それから、次の10ページでございますが、公害防止設備の問題ということで、こういう  
公害防止関連の設備の維持管理が必ずしも十分ではなかったのではないかと。

こういういろいろ背景となります組織上の問題、動機の問題、こういったものを再整理  
をしたところでございます。

そして11ページは、そういった問題、課題を整理した上で、取り組むべき対応の方向性  
を示したものでございます。

第3章、事業者の公害防止に関する環境管理の基本的方向性ということで、まず大きな  
方向性としましては、全社的な環境コンプライアンスの実践をしていくということでござ  
います。

具体的には、この四角の箱にありますように、まず経営者みずからが環境管理における  
重要性を認識して全社的な方針を定めていくという方針の明確化をすること、そしてそれ  
に対応できる組織を構築していくこと。そして公害問題に対しては、予防的取組、事前の  
さまざまな異常時などを察知して対応を行っていくようなこと。それから、事後的な取組、  
問題があった場合については適切な対応をしていくこと。そして関係者との連携というこ  
とで、地域自治体、地域住民との間の連携を図っていくこと。この大きな5つの方針のも  
とで全社的環境コンプライアンスを実践していくことが重要であろうという方向性でござ  
います。

次に各主体のあるべき役割分担ということで、次の12ページ目でございますが、この絵  
にありますように、経営者の明確な環境に関します方針のもとで、それを補佐する本社・  
環境管理部門、そして実際にその公害問題を直接扱います工場・事業所の対応、この体制  
をきちんと作り、なおかつ利害関係者であります地方自治体、地域住民との間で良好な  
関係をつくっていく、こういう関係を示したものでございます。

その中で、12ページ、13ページにありますように、その中心的な役割を果たしますのが  
公害防止統括者であり、公害防止管理者であるということで、その役割の再認識というこ  
とを掲げてございます。

そして14ページ目は、そういう体制のもとでこれを実践をしていくということが必要で  
ございますが、その基本的な考え方は、いわゆるP D C Aサイクルと呼ばれますように、  
計画を立案し、実践をし、その結果をチェックし、それを改善していく。このサイクルを  
継続的に実施していくということが重要でございます。特に環境管理につきましてはI S  
O 1 4 0 0 1というP D C Aの仕組みが既にあるわけでございますが、今回のガイドライ  
ンは、このP D C Aサイクルという1つの基盤の上でガイドラインに即した対応を実践し  
ていただく、こういうような関係になるかと思っております。

そして次の15ページ目以降でございますが、第4章としまして、事業者の公害防止に関  
する環境管理の具体的方策ということで、ガイドラインとして具体的な対応としてどうい  
ったことが求められるかということをもとめたものでございます。

構成としましては、まず第1に、工場・現場における対応、そして2つ目が本社・環境  
管理部門における全社的な対応、そして3番目が従業員教育、4番目が利害関係者とのコ

コミュニケーション、こういうようなカテゴリーで整理をしているものでございます。

15ページの下に書いてございますように、業種に応じた取組、あるいは次の16ページにありますように、規模に応じた取組ということで、この公害問題、環境管理の問題は、業種によってもさまざまな取組の違いがございます。

あるいは大企業、中小企業によりまして、その取組方策がそれぞれ異なってまいりますので、それぞれの実態に即して最も適切な対応をしていくことが重要であろうということをご整理をしているところでございます。

したがって、以下に述べますような対応は必ずしも画一的なものではなく、そういう業種や企業規模の実態に応じた適切なものを選択して実践をしていただくことが重要であろうというふうに考えております。

16ページの下の方からでございますが、工場・現場における公害防止に関する環境管理への取組ということで、まずその第1としまして、実効性のある環境管理体制の整備と運用ということでございます。

まず第1に掲げていますのは、公害防止統括者、管理者、主任管理者の役割でございますが、これは先ほど説明がありました資料の別添の28、29、30、31ページに公害防止管理者、統括者のそれぞれの役割を明記してございますが、こういった役割、あるいはP D C Aサイクルの中でのそれぞれの管理者などが果たすべき役割、そういったものを再認識をいたしまして、取組を具体化していくことが重要であろうかと思っております。

それでこの資料の見方でございますが、16ページ以降、四角で先行事例にみまます実践上のヒントという形で基本的なガイドラインの考え方を受ける形で具体的な取組の事例を幾つか例示としてあげさせていただいているところでございます。これは1つの事例でございますので、こういったものをヒントにしながら、それぞれの各企業の対応を御検討いただくといったものでございます。

内容でございますが、まず(1)のところ、統括者の役割を明確化すること、それから2つ目の項目でございますが、環境管理方針を策定して、常時確認できるような形で周知をすること、それから指揮命令系統の確認、あるいは本社、工場との役割分担、その責任の所在の明確化といったことが求められるところでございます。

17ページにその実践上のヒントということで幾つか具体的な対応策の例を示させていただいているところでございます。

それから、17ページの後半でございますが、予防的な対応としまして、工場におきますデータのチェックの問題、特に多重的なチェックが働く仕組みを構築していくようなことも重要であろうかと思っております。

あるいは異常時が発生した場合については、その情報がきちんと統括者などに届く仕組みを構築するようなことが当然必要でございますし、また、その下にありますように、人為的なミスが必ず起きるという前提で、その体制を整備していくということが重要であろうかと思っております。

次の18ページでございますが、今度は本社とのコミュニケーションということでございます。

工場・事業所におきます現場の問題を本社・環境管理部門に報告して、全社的な情報共有なり、あるいはその取組を図っていくといったことが重要であろうかと思っております。

(3)が異常発生時の対応の整備ということで、異常時におきます危機管理マニュアル、あるいはその情報の公開といったことの体制を整備し、その有効策を確認するということが、具体的な実践上のヒントとしていくつか並べておるところでございます。

それから、4番目が環境管理手順の明文化と業務の記録・保管、これはマニュアル化をいろいろ進めていくというような点でございます。

それから、5番目が関係会社・委託先との連携強化といったことで、特に関連会社が大変たくさん多い場面も当然あるかと思いますが、そういったところの責任分担、あるいは連絡、報告、こういったところの対応を強化するというようなことでございます。

次は2つ目が本社・環境管理部門における全社的な環境管理への取組ということで、まず環境管理業務の企業経営リスクとしての認識をしていただくということが重要でございます。

今回のような事案が発生いたしますと、経営リスクにもなるということで、本社、経営層の方はそういう認識のもとで危機管理を実践していただくということが重要であろうと思っております。

そのために各種の体制整備でありますとか社内規定、マニュアル等の整備、あるいは社内の監査といったようなことが重要であろうかと思っております。

それから、次の20ページでございますが、(2)として公害防止管理者等有資格の育成と配置ということで、特に人材面で、この公害防止管理者が不十分であったという点がございまして、こういう適正な配置を人事面で配慮を図っていくことも重要であろうと思っております。

それから、次に本社・環境管理部門ということで、全社的なリスクの把握、あるいは対処のための仕組みの整備ということで、ここにあげておりますような各現場の課題などの情報が十分本社に届くような仕組みをつくったり、あるいはルール化をしていくといったことが重要だろうと思っております。

それから、4番目が多重的なチェック・監視体制の整備ということで、工場・現場におきます対応状況についてのチェックをする体制、ここのヒントにありますように、職場相互点検・監査チームを編成して監査や情報交流を行うということも有効であろうと考えます。

それから、次が危機管理体制の整備と検証ということで、異常時が発生した場合の対応がきちんとできるように、日ごろから教育・訓練など、あるいはマニュアルの整備などを実施していくといったことでございます。

次、第3番目に大きな項目で従業員教育への取組ということで、真のコンプライアンス教育の実施が重要であろうと考えております。

この教育・研修にあたりまして、単に法令の事実関係だけを説明するだけではなくて、環境の法令の背後にあります社会的な要請を理解して、実態的に対応できるようなことができるようなことを旨とした教育・研修が重要であろうと考えております。

先行事例に見ます実践上のヒントということで、座学によります研修のほかに、こういう冊子などを配布するとか、災害カレンダーとか、さまざまな取組が実施されてございますが、こういったところをヒントに対応いただければと思っております。

次の22ページでございますが、公害防止に関する環境管理のノウハウの継承ということ

で、最近、団塊の世代が退職されることについて、そのノウハウが継承できないというような大きな課題があるところでございますが、そのノウハウをきちんと伝承していくために、過去の失敗事例とか改善事例などを、きちんと目に見える形でそれをつなげていくといったことが重要であろうかと思っております。

そのためのヒントとして、ここに幾つか掲げているような対応が考えられるのではないかと思います。

それから、3番目が公害防止管理者等の資格取得を含む環境実務研修の充実ということでございます。

資格の取得というのは当然進めていくことは重要でございますが、先ほど御指摘にありましたように、3つ目の項目にありますように、国によります公害防止統括者の教育、あるいは資格者たる公害防止主任管理者、管理者の再講習の在り方について検討すると書いてございますが、この再講習、今、制度化されておられませんけれども、これについては国の方の対応として、この具体化に向けた検討を進めていきたいと思っております。

次に大きな第4章でございますが、利害関係者とのコミュニケーションへの取組ということで、1つが地方自治体とのコミュニケーション、これは先ほどの地方自治体の取組を今度は事業者側から見て整理したものでございます。

平時と異常時における行政とのコミュニケーションを確立していくというようなこと、それから、報告体制、連絡体制を整備していくようなことが重要であろうかと思っております。

それから(2)が地域とのコミュニケーション、これは地域の住民の皆様に対して、工場が地域社会と共生していくという観点から、地域の方々への情報公開、情報提供といったことが大変重要であろうかと思っております。

先行事例にありますように、通常の工場のモニター会などを定期的で開催するほか、目安箱を設置して常日ごろから地域の皆様からの情報を提供をいただくというようなことも重要であろうかと思っております。

3番目が関係会社と取引先のコミュニケーションと書いてございますが、当該工場・事業所に関連いたしますいろんな関連会社も多数ございます。その中には中小企業の方もたくさんおられますので、そういったところの情報の共有でありますとか、対応策を常に日ごろから点検をしていくといったことも重要であろうかと考えております。

以上が報告書の内容でございますが、特に第4章に関しましては、具体的方策に関する基本的な方向性を示しているところでございまして、ややもすれば抽象的というような点があるかと思います。そのために、お手元に、参考資料といたしまして公害防止に関する環境管理の先行事例ということで整理をさせていただいている資料がございます。

この資料は、私どもから各工業界、あるいは各事業者さんをお願いをいたしまして、こういう環境管理におけます比較的いい取組事例をいろいろ集めさせていただいたものでございます。

この整理の仕方は、先ほどの第4章を大きく、工場・現場、本社・環境管理部門、従業員教育、それから、コミュニケーションというふうに大きな4つのことで分類をしておりますが、それに対応する形で先行事例集というものを整理しているところでございます。

1ページ目、冒頭は、工場・現場におけます環境管理への取組ということで、これは実

際にやっておられます企業さん、実名は書いてございませんが、それぞれの業種と対応の主なポイントをまとめたものでございます。

例えば化学業界では、P D C Aにおきますレスポンス・ケアの推進など、あるいは輸送機械では環境リスクマネジメント等々の取組がなされているところがございますが、これが2ページ、3ページとずっと続いてまいります。

そして8ページ目以降が、今度は本社・環境管理部門におきます全社的な環境管理への取組という、その事例としまして、幾つかこれも事例としてあげさせていただいているところがございます。

例えば製紙業におきます公害防止管理者資格取得の推進でありますとか、あるいは各工場に環境従事者を配置するようなこと。

あるいは9ページにありますように、独自の環境内部監査の多重的なチェックの体制でありますとか、グループとして環境安全監査を実施する。そういうさまざまな取組事例を掲げさせていただいております。

これがまた何ページか続きます、20ページ目以降でございますが、今度は従業員教育の在り方ということで、さまざまな企業の取組事例を掲載してございます。

エコレポート研修と階層別の環境教育、これは印刷業でございます。各業界のコンプライアンス、ガイドブックの作成、配布とか、同じくトラブルカレンダーの作成等々の、座学だけではないさまざまな教育・研修の実施事例を載せさせていただいております。

最後に26ページ目以降でございますが、利害関係者とのコミュニケーションの在り方ということで、地域住民の方々、あるいは地方自治体、あるいは関係会社というようなところを対象としましたさまざまなコミュニケーションの実施事例を掲げさせていただいているところがございます。

これは全体で事例としましては百数十の事例を今、集めているところがございますが、若干内容的にまだ概略しか書けてないところもございまして、今後、最終報告のとりまとめまでの間に、それぞれの事例の内容をもう少し具体性を持たせる形で内容の充実を図っていきたいと考えているところがございます。

それで全体の報告書としましては、先ほど説明いたしました資料2、第1章から第5章までの本編と、それから今、御説明いたしました参考資料集、これを合本するような形で報告書、実際にはガイドラインという格好になるかと思いますが、そういう形でとりまとめをしていきたいというふうに考えているところがございます。以上でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

### 3. 自由討議

石谷座長 それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして自由討議に入りたいと思います。御自由に御質問、御意見をいただければと思います。どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

岩淵委員代理（伊藤） 自治体として、この法律の運営を実態として預かる側としてお願いしたいところでございます。今般、この事業者向けガイドラインを策定・認知するというところでございまして、私ども考えておりますと、公害防止というのはもって事業者の責

務であるという認識に立っております。その中で、こういった体制を構築されるということは、私ども行政としても歓迎すべき問題だと考えておりました、当然先ほど述べましたような、愛知県の中でもさまざまな自治体、さまざまな工場もございます。そういった方々がナショナルミニマム、全国的なレベルまで考えるのは当然だと思いますけれども、まずは県内を考えてみますと、同一の歩調でこういったガイドラインの趣旨に沿ってお取り組みされることが非常に重要ではなからうか。

先ほど申し上げましたように、環境問題の広がりの中で、こういった公害防止につきましては、事業者の責務ということを再認識していただく上でも、こういったガイドラインの構築が非常に歓迎されると考えておりました、この3ページでございますようなガイドラインの今後の取組の推進、さらに、以降にいろいろ記載していただいておりますけれども、具体的にこれがどこの工場に行っても、特定工場に行った場合、このガイドラインに沿ったお取り組みがなされるためには、やはり何らかの形で、明確化、論拠と申しますが、根拠と申しますが、そういったものが必要ではなからうか。

もう1点は、こういったPDCAサイクルを回すわけでございますけれども、さまざまな手順書等の構築が当然視野に置かれておりますけれども、私どもといたしましても、そういった手順書のチェックをするためにも、記録の保存と申しますが、それを行政側が見た場合にチェックできるようなガイドラインにしていきたいと思いますと存じます。

以上でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

関澤委員 大変よくまとめられている内容になったと思います。特に私は3点いい点があり、1つは自主性をきちんと重んじているということ、これは非常に大事だろうと思います。

それから、2つ目は先行事例集をつけます、具体性もあると思います。

もう1つ大事なものは、やはりコミュニケーション、これを非常に大事にしているということが、公害防止対策を進めていく上でガイドラインとして適切であると思う3点でございます。

この中でまず事業者の公害防止対策について、15ページに取組実践上の留意点：業種及び規模への配慮というところに記載されておりますが、非常に事業者の自主的な取組への配慮がなされているということを私は特に取り上げたい、このように思います。

このガイドラインというのは、やはり事業者が環境管理を一層充実させるために自主的に参考として活用していく。この事業者みずから業種なり、企業の置かれた立場、あるいは現場の置かれた状況、こういったことをよく見極めた上で、このガイドラインを参考にしてきちんとした自分たちに合った対応を構築していく。これが一番私は大事だろうと思います。

したがって、別の言葉で言うと、16ページ以降につきましては、実践しているかどうかということを中心にチェックするというか、行政とか、他者がこれでチェックリストとして全部この項目ばかりチェックしているということになると、これは使い方として私は間違いだろうと思います。だからそういうすべての項目をチェックするというのではなくて、やはり事業者が最も効果的な取組をするように、これを参考としてみずから活かしていく、積極的に自主的に活かしていく。こういう使い方をやはりすべきではないかと思

います。

この中身について私はこれでもう結構だと思えます。使い方については、この中にもそういう参考という、ガイドラインということで触れてはございますが、実際にはそういう方法にするのがやはり一番大事だろう、このように思えます。

石谷座長 どうもありがとうございました。ほかに。

井口委員 非常にコンパクトにまとめられて、今の問題意識が反映されているかなと思っております。

このレポートのいろんなところでちりばめられてはいるのですが、また先ほどの説明の中にもありましたように、PDCAが必要であるということもおっしゃったのですが、私の感じとしては、もう少し管理サイクルを回すというところを強く出していただいた方がいいのかなという感じがしております。

ややもしますと、このレポートを読んで、誤解はされないだろうとは思いますが、結果的には公害防止管理者の責任という、個人の責任をどんどん追及しているのではないかなという受け取り方をされるとちょっとまずいかなという感じがするのです。

先ほどのPDCAがありましたけれども、プランと、ドゥと、その後ろのチェックとアクションをしっかりやらないと、本来の公害防止、環境管理ができないというところを出していただきたいという感じがしています。

具体的などころでは、例えば報告があがったときに、経営者なりどこかに報告をあげるということだけではなくて、その報告を評価し、次のアクションを加えるとか、そういった言葉でもいいのですが、どこかで必ずチェックとアクションが続いて起こるのだ、そういう体制をつくるのだというところをもう少しいろんな端々のところで強調していただければと思っております。

もう1点は、14001との関係を書いている箇所が14ページ目にあるのですが、14001との関係が書かれている順番でいきますと、何となく並列されているようなので、むしろこの下から3段目のISO14001という項目は削除されて、今回の目的は、行動指針をつくるもので、これを実行するにあたっては、14001をはじめとする云々が活用できますという表現の方がすっきりするのかなという感じがいたしました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

最後のところが誤解したかもしれませんが、ここで書いてあることは、14001につきまして、順序を逆にして表現するというお話ですか。

井口委員 順序を逆といいますか、下から3段目のところと、一番下の段落というのはほぼ同じ内容ですので、下から2番目を最初にもってきて、本来、このガイドラインの目的は何々である。それを1つ支えるものとして14001を使うこともあり得よという表現の方が筋として通るかなということですか。

石谷座長 わかりました。どうもありがとうございました。

篠原委員代理（豊田） 先ほど関澤委員の方から若干コメントがございましたが、私も同感でございます。そういった点をこの3ページ目の「2. 本検討の目的及び留意点」のところ、このガイドラインをどういうふうに使っていくかということについてもう少し具体的に記載した方がいいのではないかなと思っております。

例えば具体的に言いますと、この3ページ目の下から2行目に「取組が推進される…」

と書いていますが、これに「自主的取組」とか、そういう言葉をつけ加えていただいて、やはりこのガイドラインを産業界として自主的に有効的に活用していくんだよというところをもう少し強調していただいた方がいいと思います。

それからもう1点、地方自治体の取組が、本報告書の最後の5番目に記載されています。また、最後に「地方自治体の取組」の別添資料が28ページ目以降ついています。内容は、公害防止管理者が果たすべき役割について、あれこれ記載されていますが、この部分は、例えば報告書の12～24ページ目において、先進事例を含め既に一度、同様の内容が記載されており、内容が重複いたします。その意味では、28ページ目以降というのは不必要ではないかなという気がするのですけれども。

また、先ほどの事務局からの説明によりますと、28ページ目以降の資料というのは、地方自治体の取組に関する別添資料ですから、事業者のガイドラインの範囲からははずれているようにとれますが、そういった構成の問題を含めて検討していただきたいと思います。

石谷座長 今の件、事務局からお答え願います。

山本環境指導室長 資料の構成でございますが、別添資料、今、説明の順番で第5章の参考資料というような形で最初は説明いたしました。この別添資料は、もともとは先ほどの第4章のところでございますけれども、16ページでございますが、工場・現場における公害防止に関する環境管理の取組ということで、一番最初に公害防止統括者、管理者などは、法律上の責務と役割を再認識し、その業務を明確化するというので（別添資料参照）というふうに書いてございます。

このガイドラインとしましては、まず公害防止管理者の役割というのは、具体的な取組の参考資料としてまず位置づけをしているというところでございます。

自治体から見たときには、もちろんそういう形で取組がなされているであろうということとを前提に、報告徴収とか立入検査といった法律の施行事務をしていただくということで、この別添資料を2回使っているというような格好でございます。

したがって、説明の順番にちょっと誤解があったかもしれませんが、本来、一番最初に出てくるのは、この工場・現場における取組の公害防止管理者の具体的な役割の資料として用意をさせていただいたというものでございます。

確かに本文との関係におきましては、本文の12ページ、13ページには、大まかな項目として役割ということを書いておりますが、この16ページに書いていますその役割を具体化するということを示すために、この別添資料を用意している。ある意味では先行事例と同じような位置づけでの参考資料という形でつけさせていただいているというものでございます。

篠原委員代理（豊田） 今、御説明を受けたわけですが、ある意味では、よくよくこれを読みますと、ページ12、13、16とページ28からは、ほとんど似たような内容を記載しているように思うのですが。一方、似て非なるところもあり、事業者のガイドラインということで読んだ場合に、どちらを正にしたらいいのかといったように、焦点がちょっとぼけるおそれもあるのではないかなと思ひ、それであればどちらかにまとめて整理された方がいいのではないかなという気がいたします。

山本環境指導室長 わかりやすさの点ではもう少し再整理をしてみたいと思っておりますが、1つのポイントは、先ほど井口委員からもありましたように、1つは公害防止管理

者としての責務をきちんとやっていく。しかもそれは単に個人の責任ではなくて、組織上の対応としてこのPDCAサイクルをみずから回していく、その中核となる人材であるという位置づけと、それから、第4章全体を見ていただければわかりますように、これは単に個人の対応というのではなくて、工場・現場あるいは本社、あるいは本社経営層、環境管理部門というふうに、組織としての対応という2つの側面があるかと思っております。

したがって、そういう公害防止管理者の立場から見たときでやるべきこと、それから、工場・現場、あるいは本社・環境管理部も全体を見た組織としての対応というような切り口もあろうかと思っておりますので、そういうやや多面的な整理になっております点があろうかと思っておりますが、御指摘のややもすれば、どちらから見るべきなのかというわかりにくさもあろうかと思っておりますので、そのわかりやすさの観点から再整理はさせていただければと思っております。

石谷座長 ほかによろしいでしょうか。

郷原委員 基本的な視点の問題なものですから、こういう考え方について御賛同が得られれば、どこかにちょっと書き込んでいただければと思うのです。

前回、私のプレゼンテーションの中でも、最後、申し上げたのですけれども、この不正事案が多発していることの背景、そして今の環境問題についての1つの重要なこととして、安全の問題ももちろん重要なのですけれども、安心という部分が非常に重要になっているのではないかと。この汚染物質を排出したことによる実害が仮にそれほど大きくなかったとしても、そのデータが誤って、客観的に誤ったデータを報告したとか記録した。そういうこと自体が国民から大変な不信を招いて、それが企業の環境対策とか、環境行政に大きなマイナスになるという認識をまず持ってもらわないと、今、求められていることに対して企業として十分な取組をしていくことがなかなかできないのではないかと。この基本的な視点ですね。

最近でも電力会社のダムデータの改ざん問題というふうなものが随分問題になっていましたけれども、それもどうも安全性には全然問題ないというふうにいわれていますけれども、それでもあれだけの問題になるというのは、やはりデータが改ざんされるということ自体が非常に大きな問題になるというようなところを、どこかはともかくとして書き込んでみたらどうかという気がします。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今の点、非常に重要な御指摘だと思っておりますが、これは恐らく2章のところだろうと思っておりますので、そこをぜひ強調して、もともとこの委員会ができた背景は、まさにその点にあるかと思っておりますので、その結果オーライではないということ、郷原先生のおっしゃるとおりでして、そこはぜひ強調するように事務局で修正をお願いしたいと思っております。

神谷委員 ガイドラインの中身と申しますが、環境管理の先行事例というのがありますが、中小企業の場合、ここへまず目がいくのではないかと思います。これをもう少し具体的に、ホームページ上でも何でもいいのですが、詳しい内容が見られる形にした方がいいのではないかと、また、毎年新しい事例が出てくると思っておりますので、メンテナンスしていった方がいいのではないかと。思います。

それから業種とか内容について、どのぐらいの規模の、どういう会社で、実際どういう効果があったというのがわかると、かなり細かい事例になりますがいいと思います。ここ

がポイントで、やはりガイドラインは一応こういう方向性ということを当然見るわけですが、中小企業の場合は、具体的にどうすればいいかという具体例が一番入りやすいと思いますので、参考までに。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今の件は、いろいろ事務局もお考えがあると思いますが。

山本環境指導室長 先ほどちょっと説明の中で申しましたように、まだ先行事例の内容を充実させていかななくてはいけないとまず思っております。そういう意味でももう少し具体的な内容、今、言われましたような効果、ポイントとか、そういうところのわかりやすさを重視しまして、内容の充実を次回までに進めていきたいと思っております。

それから、このガイドラインの普及啓発の問題でございますが、これはさまざまな機会をとらえて説明会などをやるというのは当然であります。一方でもちろんホームページにもアップをいたしまして、一般の方々にも見れるような形にしていきたいと思っております。

石谷座長 よろしいでしょうか。

兵頭委員 ただいま安心の問題を御発言いただいて、本当にこれは重要な私どもの願いでございますので、ぜひその辺も重ねてお願いしたいと思います。

それと21ページの中、危機管理体制の整備と検証の中の先行事例にみる実践上のヒントの中でも結構なのですが、自治体に遅滞なく通報されると同時に、スピーディーにやはり地域にも通報をしていただくよう記載していただきたい。それはなぜかといいますと、火災とか漏洩とかの問題は、周辺地域に及ぼす影響というのは相当なもので、それを早く通報したかしないかによって、これは社会全体の評価に大きく関わるのではないかと思います。また、この先行事例の中にも、地域の地域防災訓練と一緒にやっているとか、そういうような例がほかにもございました。今、ちょっと拝見しただけなんです。そういうことを思いますと、やはり場合によっては地域の力も借りることの方がいい場合もあると思いますので、やはり本文の方でなくて囲みの中でも結構なので、やはりスピーディーに地域に通報とか、あるいは対策、対応をしていただきたいというふうにお書き込みいただけたらありがたいなと思っております。

石谷座長 ちょっと確認ですが、地域というのは具体的にどういう組織といいますか、体制を念頭に置いていらっしゃるのでしょうか。

兵頭委員 周辺住民といいますか、工場でそういうような火災とか、ガスとか、あるいは油とかが漏洩した場合に、その被害を受けるであろう周辺住民という意味です。

石谷座長 そうなのですけれども、組織的に非常に緊急時のそういう連絡というのは、組織体制が……。

兵頭委員 町内会とかそういうような、その周辺を束ねていところに通報すればよろしいのではないかと思います。

石谷座長 わかりました。

山本環境指導室長 その辺は、具体的事例に即しまして、地域、具体的にどう書くかというのはいろいろありますけれども、御指摘の方向で修正したいと思っております。

山次委員 公害の事例にあるように、担当者の倫理観に今回はすべて起因している。ただ、それはその人一人だけの問題でなくて、全体として二度と起こさないようにしようと

いう、この検討会の趣旨が、今回の案では非常によくまとまっているかなと思います。

ただ、そこをもう少し文章として明確にしないと、全部についてすべてをやらないといけなくなるような受け取り方もあるかなと思うので、そこら辺、文章としてしっかりまとめていただければと思います。

石谷座長 わかりました。

岡部課長 先刻、兵頭先生から、緊急時の情報提供についてお話がありまして、その少し前にも平常時の年1回などの定期的な情報提供というお話がありました。また、志々目委員から、水道法の例にのったルール化というような御示唆をいただいています。環境指導室長からお答えいただきましたように、このガイドラインなりの中で一律的なルールをここで決めるという話はなかなか難しい、実際にいろんな取組をしている事例なんかもあるわけですが、ただ、他方、地域住民の方々の環境意識の高まりというのは非常に出てきておるといふこともありますし、郷原先生が言われたいわゆる安心の確保、信頼の回復というような観点から、両委員からあった発言につきましては、これはこのガイドラインなり、あるいは公害防止管理者制度の枠の外の話なのかもしれないので、そういう整理も必要かと思えますけれども、私どもとして御発言をテイクノートしておきたいと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。ほかに。

井口委員 1つ前の危機管理のところ、多分これはどこかに含まれているのだろうと考えていますが、危機管理のところの整備と検証のところは、緊急時、それから異常発生時と限定されております。そうではなくて定常的なところでの状態であっても管理体制を見直すということは必要であろうと思えます。

例えば15ページの の本社・環境部門における環境管理への取組という中で、本社・環境部門の(3) 関連会社等を含めた全社的なリスク把握・対処のための仕組みの整備とあって、整備したあと、その定期的な検証とか、定期的にも、平常状態であっても常にそれが適切に機能しているのかどうかということの評価していくという項目を入れておかないと、先ほどの結果よければすべてよしということで、いきなり何か問題が起こってしまうという事態を生むのではないかなと思います。

石谷座長 いかがでしょうか。どこかにあったような気がしていたのですけれども、見過ごしていたのかもしれない。

山本環境指導室長 御指摘の点はいろいろなところにちりばめておりますが、なかなか見にくいという面があるのかもしれない。例えば16ページのところでございますけれども、ここは実効性のある環境管理体制の整備と運用ということで書かせていただいておりますが、17ページにあります先行事例の実践上のヒントということで、もちろんルール化をする、システムを導入するとか、いろいろ書いてございますが、1つは真ん中にありますように、排出データの計測・記録・監視・評価・報告・保管等の一連のプロセスに複数の者が関与し、工場・現場において多重的なチェックが働く仕組みを構築するというようなこと。あるいはその下であります、トラブルの未然防止のための報告が届く、これは届くだけでございますが、改善の仕組みは上に書いてある点でございますし、それから下の方にありますように、人為ミスが起こることを前提に、関係部門が協働して、予防的見地から人為ミスを発見・対応する仕組みを体制面・設備面で整備し、それを実践するとい

うようなことを書かせていただいておりますので、趣旨としては書いているつもりでございますが、ややもう少し表現が足りないところがありましたら、その表現については工夫をしてみたいと思っております。

石谷座長 恐らく今回のこの焦点が、もともと異常データの問題から生じていたので、どうしてもここに焦点が行き過ぎているきらいがあって、本来やるべきことというのは、全体がそうなのですけれども、できているという前提のもとに文章ができているおそれがありますので、そういったことで、お気づきの点はまた逐次御指摘いただければ、わかりやすく整理して書くなり、表現を改めてみたい。また、最終の文章でもう一度見ていただければと思いますので、またお気づきの点はよろしく願います。

それでは、大体議論も尽きたようでございますので、本日の検討会、ちょっと早めでございますけれども、これで終了にしたいと思えます。

本日、いただきました各委員の皆様様の御意見を踏まえまして、報告書案のとりまとめに向け議論を進めてまいりたいと存じます。

#### 4．事務連絡

石谷座長 事務局から次回の予定についての連絡をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 次回の検討会は12月下旬に開催する予定です。

事務局から委員の皆様方に御都合を伺い、日程調整をさせていただきます。

石谷座長 それでは、本日は御多忙のところ、長時間にわたり活発に御議論いただき、まことにありがとうございました。

本日はこれにて閉会させていただきます。

#### 5．閉 会